

昭和40年11月11日

消防審議会会長

伊能芳雄殿

消防庁長官

松村清之

消防当面の問題として次のとおり諮問します。

記

- 1 経済生活の進展と危険物による災害の実態とにかくんがみ、危険物に
関する現行規制をいかに改善すべきか、意見を示されたい。

昭和40年11月11日付諮問のあった危険物に関する現行制度を改善する方策について、別紙のとおり答申する。

昭和42年12月6日

消防審議会会長 伊能芳雄

消防庁長官 佐久間彌殿

別 紙

危険物品に対する保安規制の改善について

近年、社会経済の発達と科学技術の急速な進歩により、危険物品を取り扱う施設はとみに大規模化し、増大するとともに、危険物品の種類も多様化し、その一部は国民生活の中に浸透してきている。これに伴い、新しい形態の火災その他の災害が発生し、ときとして人命及び財産に多大な損害を与えている。このような危険物品による災害を未然に防止し、万一災害が発生した場合においても被害を最小限度にとどめるため、危険物品に対する保安規制について再検討する必要がある。

この再検討にあたっては、あらたに危険物品の範囲を定め、それぞれの物品の性状に応じて分類するとともに、その分類に従って規制内容を改善する必要があるが、本審議会において審議を重ねた結果、その基本方針を下記のとおり答申することとした。この基本方針に基づいて、今後さらに災害事例の分析、実験の積み重ね及び外国制度資料の検討を行い、慎重に具体的措置を講ずべきものであるが、その際、規制の方法は、できる限り物品の性状、施設の規模及び態様に適応した具体的なものとするとともに、個々の危険物品の指定についても、科学技術の進歩に即応しうる体制をとるため、法令上の委任等の措置を講じておくことを配慮すべきである。

記

危険物品に対する保安規制の改善に関する基本方針

火災発生危険性、消火困難性及び火災等の災害発生時における避難の困難性等を有する種々の物質を防災上の見地から、次のように分類し、それぞれの危険性を考慮して規制内容を改善するものとする。

なお、この場合において、昭和42年5月23日付をもって本審議会が答申した「石油コンビナート地帯の災害対策に関する事項」をも考慮して検討する必要がある。

1. 危険物

危険物とは、空気中において引火、発火又は爆発の危険性を有する物質で、下表の左欄に掲げるものを右欄に掲げる試験方法により判定したものという。

類別	試験方法
1. 引火性物質 (1) 可燃性ガス (2) 可燃性液体 (3) 可燃性固体	燃焼範囲の測定試験による。 引火点の測定試験による。 引火点の測定試験による。
2. 発火性物質	発火試験による。
3. 爆発性物質	衝撃感度試験及び加熱試験による。
4. 不安定性物質	圧力容器試験による。

(備考)

- (1) この分類に該当する物質に対しては、現行の危険物に対する規制の体系を基礎とした規制を行うものとする。
- (2) 可燃性液体の範囲は、引火点の上限を定めることにより定めるものとする。

2. 混合禁止物

混合禁止物とは、他の物質と接触混合することによって危険物と同様な危険性を生ずる物質で、次に掲げるものをいう。

- (1) 酸化性物質（酸類、塩類、ガス等を含む。）
- (2) 還元性物質（危険物、大量可燃物に該当するものを除く。）
- (3) 禁水性物質（発火性物質に該当するものを除く。）

(備考)

この分類に該当する物質に関しては、主として、その貯蔵、取扱い、移送等の行為を規制の対象とするものとする。

3 大量可燃物

大量可燃物とは、大量に存することにより、消火が著しく困難となるか、又は、火災発生の危険性が著しく増大するおそれのある高引火点の可燃性液体（1.の備考(2)において定められた引火点の上限を越える引火点を有する可燃性液体）等をいう。

（備考）

この分類に該当する物質に対しては、現行の危険物に対する規制のうち必要な規制を行うものとする。

4 避難時等に人体に障害を与えるおそれのある物質

避難時等に人体に障害を与えるおそれのある物質とは、人体に対して危険性を有し、火災等の災害発生の際に避難及び消防活動を著しく阻害する物質であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 有害性物質（腐食性物質、毒劇性物質その他種々の有害性物質）
- (2) 放射性物質
- (3) その他特殊な状態（たとえば高圧、低温等）にある物質

（備考）

この分類に該当する物質に関しては、届出等の義務を課すことにより、その実態を把握するとともに、当該物質を取り扱う施設又は場所の位置、構造及び設備並びに当該物質の貯蔵及び取扱いの行為について、消防上必要な措置を講じさせるものとする。